

放射線監視等に係る自動通報設定値の変更について

1 概要

伊方発電所周辺のモニタリングステーション、モニタリングポスト、ダストモニタ及び放水口モニタについては、通常の変動範囲を超える測定値の上昇があった際、迅速な対応を図るため、自動通報設定値を設定している。

自動通報設定値は、平成 29 年 3 月 29 日に環境専門部会で了承された見直し方針に基づき毎年度見直しており、今回、令和 8 年度における当該設定値について報告する。

なお、見直し方針の一部について、引用規定の修正に伴う変更を行う。

2 令和 8 年度自動通報設定値

機関	機器名	令和 8 年度の設定期間	設定値
愛媛県	モニタリングステーション（1 局） モニタリングポスト（19 局）	令和 2 年度～令和 6 年度	表 1
	ダストモニタ（4 局）	令和 3 年度～令和 6 年度 (令和 3 年 4 月から機器運用開始)	表 2
四国電力	モニタリングステーション（1 局） モニタリングポスト（20 局） 放水口モニタ（2 箇所）	令和 2 年度～令和 6 年度	表 3

3 見直し方針

自動通報設定値は、過去 5 年間の年度ごとの最大値を平均して採用する。

見直しにあたっては下記事項を考慮する。

- ① 移設などにより自然環境に変化が見られる場合は、移設以降の年度を対象とする。
- ② 検出器の更新などに留意し、測定値に変化が見られる場合は、更新以降の年度を対象とすることを検討する。(特に電離箱検出器(高線量率計)は検出器本体の材料であるアルミニウムの自己放射能の影響により、変化が見られる場合が多いので留意する)
- ③ ①, ②により対象データが 1 年未満となる場合には、測定値が変動する前の最大値の平均値より変化前後の平均値の差を考慮し、設定する。

[変動前の最大値の平均値 - (変動前の平均値 - 変動後の平均値)]

- ④ 県災害警戒本部の設置基準である 150nGy/h*を超える場合は、150nGy/h を設定する。

* 伊方発電所の事故により、放射性物質が放出され、モニタリングポストにおいて 150nGy/h (伊方地域の自然 γ 線レベルから充分区別できる線量変動の調査レベル) を超えた時

④の削除

令和 8 年 2 月の県地域防災計画の修正に伴い、県災害警戒本部の設置基準のうち当該項目が削除されたことから、事項④を削除する。

表1 愛媛県モニタリングステーション及びモニタリングポストの自動通報設定値

モニタ名称		NaI(Tl)シンチレーション検出器 (低線量率計) (nGy/h)		電離箱検出器 (高線量率計) (nGy/h)	
		新設定値	旧設定値	新設定値	旧設定値
狭域局 (伊方発電所から5km)	モニタリングステーション	71	73	105	108
	モニタリングポスト伊方越	87	87	117	116
	モニタリングポスト湊浦	69	69	105	105
	モニタリングポスト川永田	83	81	115	113
	モニタリングポスト九町	77	76	110	110
	モニタリングポスト大成	62	62	101 ^{*1}	103
	モニタリングポスト豊之浦	83	83	116	116
	モニタリングポスト加周	90	88	117	116
広域局 (伊方発電所からおおむね5km～30km)	モニタリングポスト三崎 ^{*2}	86	75	123	115
	モニタリングポスト双岩	69	72	122	124
	モニタリングポスト真穴	68	69	110	112
	モニタリングポスト長浜	99	100	130	131
	モニタリングポスト柴	91	94	136	137
	モニタリングポスト平野	88	90	121	123
	モニタリングポスト三瓶	84	84	136	136
	モニタリングポスト野村	113	115	144	145
	モニタリングポスト明浜	84	83	125	124
	モニタリングポスト下灘	120	120	151	150
	モニタリングポスト内子	73	68	118	115
	モニタリングポスト吉田	95 ^{*3}	94	128	129

*1 令和2年4月に機器不具合のため、検出器を交換したことから、「令和3年度～令和6年度」における最大値の平均値を設定

*2 令和3年12月に周辺環境が変化したことから、「令和4年度～令和6年度」における最大値の平均値を設定

*3 令和6年12月に検出器が劣化し交換したため、「令和2年度～令和6年度」の最大値の平均値に、交換前後の測定値の差を考慮し設定

表2 ダストモニタの自動通報設定値

モニタ名称	シリコン半導体検出器 (Bq/m ³)	
	新設定値	旧設定値
ダストモニタ*	2.9	2.9

* ダストモニタの自動通報設定値は、愛媛県モニタリングステーション及びモニタリングポスト（伊方越、湊浦、加周）全て同じ値を設定している。

表3 四国電力(株)MS及びMP等の自動通報設定値

モニタ名称		NaI(Tl)シンチレーション検出器 (低・高線量率計) (nGy/h)	
		新設定値	旧設定値
(伊方発電所から5km) 狭域局	モニタリングステーション(MS)	67	69
	モニタリングポストNo.1	72	72
	モニタリングポストNo.2	76	77
	モニタリングポストNo.3	67	69
	モニタリングポストNo.4	76	77
(伊方発電所からおおむね5~30km) 広域局	周辺モニタリングポスト中之浜	79	81
	周辺モニタリングポスト三机	72	72
	周辺モニタリングポスト塩成	70	73
	周辺モニタリングポスト大久	77	77
	周辺モニタリングポスト三崎	73	74
	周辺モニタリングポスト喜木津	76	73
	周辺モニタリングポスト宮内	59	59
	周辺モニタリングポスト北浜	80	81
	周辺モニタリングポスト大洲	62	69
	周辺モニタリングポスト宇和	79	79
(伊方発電所から5km) 参考局	周辺モニタリングポスト湊浦	74	74
	周辺モニタリングポスト鳥津	75	74
	周辺モニタリングポスト亀浦	82	80
	周辺モニタリングポスト九町越	72	73
	周辺モニタリングポスト九町	66	66
	周辺モニタリングポスト二見	75	75
1・2号機放水口水モニタ		10.6(cps)	11.8(cps)
3号機放水ピット水モニタ		5.4(cps)	5.6(cps)